

事業の名称 又は内容	理科教育等設備整備
予算額及び 事業開始年度	平成14年度予算額： 1,500百万円 平成13年度予算額： 1,781百万円 事業開始年度： 昭和29年度
事項名	(項)学校教育振興費 (大事項)理科教育の振興等に必要な経費 (事項)理科教育等設備整備費補助
主管課 及び関係課	(主管課)初等中等教育局教育課程課(課長:布村幸彦)
意図・目的	施策目標2-1 基礎・基本を徹底し「生きる力」を育む学校教育の推進 理科教育振興法に基づき、公立又は私立の小・中・高等学校等の設置者に対して、理科、算数・数学教育(以下、「理科教育」という)のための設備の整備に要する経費の一部を補助することにより、学校における理科教育の振興を図る。
必要性	(公益性の有無、政府の関与の必要性) 学校における理科教育については、科学技術の進歩の基盤をなすものとして、国家の発展に影響を与える極めて重要なものであるため、「理科教育振興法」が制定されており、本事業は同法に基づき理科教育を実施する上で必要不可欠な設備の整備を行い、理科教育の振興を図るものである。また、科学技術創造立国を目指す我が国にとって、創造性豊かな理工系人材の養成を目指し、抜本的な科学技術・理科教育の充実を図ることが喫緊の課題となっており、このような観点から「科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定)においても「初等中等教育においては、子ども自らが知的好奇心や探求心をもって、科学技術に親しみ、目的意識を持ちながら観察、実験、体験学習を行うことにより、科学的に調べる能力、科学的なものの見方や考え方、科学技術の基本原則を体得できるようにする」ことが政府の方針として決定されているところであり、本事業の重要性は一層高まっている。 学校における理科教育は、国が定める学習指導要領に従い、適切かつ確実に実施される必要がある。特に理科教育における観察・実験のための設備は不可欠なものであり、また、ITをはじめとする科学技術の進展などの社会の変化に伴い、理科教育設備についても高度化していることから、これに対応して適宜更新していく必要がある。

	<p>また、学習指導要領で定めた教育内容・水準を全国的に確保するとともに、発展的学習や補充的学習など児童生徒の個に応じた指導の充実のための設備を整備する必要があり、設置者の財政負担を軽減し多様な教育活動が円滑に行えるよう、国が経費の一部を補助する必要がある。</p> <p>なお、地方自治体や教育関係団体等から、本事業の拡充について強い要望があるところである。</p> <p>(国と地方の役割分担の適切さ、民営化・外部委託の可否)</p> <p>国が学校教育設備の整備に要する経費の一部を補助することにより、学習指導要領で定めた教育内容・水準を全国的に確保するとともに、地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を可能とするものであり、理科教育における学習指導要領に定められた教育内容・水準を全国的に確保するという本来の趣旨から、民営化、外部委託の方法は考えられない。</p>	
<p>手段の適正性</p>	<p>科学技術創造立国を、人材育成と科学技術振興の両面から支える文部科学省としては、本事業をはじめとする各種の施策を一体的に展開していくことにより、効果的な対策を講じていくことが必要である。</p> <p>また、現行制度によらず地方の事業とした場合には、各地方公共団体の財政力の差や政策判断により、全国的な教育内容・水準の維持に重大な支障をきたす恐れがある。</p> <p>このため、学習指導要領で定めた教育内容・水準を全国的に確保するとともに、地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を可能とするためには、各学校の設置者が設備を整備する場合に国がその整備に要する経費を設置者に対し補助することにより、設備整備の充実を図る現行の制度が効果的かつ合理的手段であると考ええる。</p>	
<p>達成効果 及び達成時期</p>	<p>達成効果</p>	<p>達成時期</p>
	<p>これまで、本事業により全国の学校に整備された理科教育設備の現有額は、平成12年度末現在で、総額2,163億円(学校1校当たり平均540万円)にのぼっている。これら整備された設備が各学校の理科の授業において観察・実験等のために活用され理科教育が円滑に実施されてきた。</p> <p>こうした取組により、国際教育到達度評価学会(IEA)の行っている「国際数学・理科教育調査」によると、我が国の児童生徒の成績は国際的にみてトップクラス(中学校理科41カ国中第4位:平成11年調査)に位置しているところであるが、これは、とりわ</p>	

け観察・実験を重視して行ってきた我が国理科教育の成果であり、引き続き本事業をはじめとする各種の施策を一体的に展開していくことにより、同レベルを継続できると考える。

その一方、理科の学習が「好き」とする子どもの割合が55%（国際平均79%：平成11年同調査）、また「楽しい」とする子どもの割合が53%（国際平均73%：平成7年同調査）や、将来これらに関する職業に就きたいと思う子どもの割合が20%（国際平均47%：平成7年同調査）と国際的にみて最低レベルであるなどの問題がある。

こうした状況を踏まえ、平成14年度から実施される新学習指導要領においては、児童生徒が知的好奇心や探求心をもって、自然に親しみ、目的意識をもって観察・実験を行うことにより、科学的に調べる能力や問題解決能力の育成等を重視して改訂しており、また、自由民主党文教科学部会科学技術・理科離れ対策小委員会の科学技術・理科離れ対策についての報告において、「スーパーサイエンスハイスクール」の創設をはじめとする施策の充実を図ることが提言されたところであり、各種理科教育の充実施策との連携を図りながら設備の整備を図っていくことが重要な課題である。

これらの施策及び本事業の充実を通じて、次回の国際調査時には、理科の学習が「好き」とする我が国の児童生徒の割合が高まる効果と成績の向上が期待できる。

備考

理科教育等設備整備費補助の概要

1 趣 旨

公・私立の学校の設置者が、設備基準に定められている設備を整備する場合、その整備に要する経費の2分の1を当該学校の設置者に対し、予算の範囲内で補助するものであり、政令で定める基準に達していないものについて、これを当該設備基準にまで高めるため、計画的な設備の整備を行い、理科教育の振興を図る。

2 根拠法令等

理科教育振興法（昭和28年8月8日法律第186号）

理科教育振興法施行令（昭和29年12月16日政令第311号）

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和29年12月28日省令第31号）

3 内 容

(1) 補助金の名称

学校教育設備整備費等補助金（理科教育等設備整備費補助）

(2) 補助事業者

地方公共団体又は学校法人

(3) 補助対象経費

理科教育のための設備を整備するために必要な経費のうち、文部大臣が認める次のとおりの経費とする。

補助対象経費は、交付要綱に定める理科設備及び算数・数学設備の整備に要する経費の合計額とする。

学校ごとの補助対象経費は、交付要綱に定める1校当たりの基準金額とする。

小学校並びに盲・聾・養護学校の小学部については取得価格が1個又は1組1万円未満の設備、中学校並びに盲・聾・養護学校の中学部については取得価格が1個又は1組2万円未満の設備、高等学校並びに盲・聾・養護学校の高等部については取得価格が1個又は1組4万円未満の設備は、補助対象経費に含まないものとする。
（地方交付税により財源措置）

(4) 補助率

補助対象経費の2分の1（沖縄にあっては4分の3）

(5) 予算額の推移

（単位：百万円）

年 度	8年度	9年度	10年度	10補正	11年度	12年度	12補正	13年度
予算額	2,569	2,696	2,560	560	2,304	2,187	836	1,781